

平成 20 年 2 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準公開草案第 23 号「資産除去債務に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 27 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見について

貴委員会から公表されております標記公開草案につきまして、下記の意見がございますので、よろしくお取計らい下さいますようお願い申し上げます。

1 資産除去債務の対象となる義務について

会計基準案 3 項（1）及び結論の背景 22 項から 28 項において、資産除去債務の定義がなされており、会計基準の対象となる義務については、法律上の義務及びそれに準ずるものとされている。

有形固定資産の除去が企業の自発的な計画のみによって行われる場合は、法律上の義務に準ずるものに該当しないとされているので（会計基準案 26 項）、実務上、店舗閉鎖損失引当金などのような引当金で、それが単に、企業の自発的な計画のみによって行われる場合には、資産除去債務の対象とはならないものと考えられる。

資産除去債務に関する会計処理は、従来の実務では行われていないものなので、資産除去債務の対象となる法律上の義務及びそれに準ずるものと、引当金の対象となる事象の相違が必ずしも明確ではないので、具体的な例示などにより、その相違を示していただきたい。

2 資産除去債務の対象となる資産について

資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生ずるものとされている（会計基準案 3 項（1））。

当該定義から、建設途中の資産（建設仮勘定）についても、資産除去債務を計上するのではないかとと思われるが、有形固定資産の建設、開発が開始された時点で資産除去債務を計上することになるのかどうか必ずしも明確ではないので、建

設途中の資産に係る計上時点を示していただきたい。

3 割引前の将来キャッシュ・フローについて

割引前の将来キャッシュ・フローの見積金額の算定方法が、結論の背景である会計基準案 38 項に記載されている。

割引前の将来キャッシュ・フローの見積もりは、資産除去債務の算定において重要と思われるので、会計基準 6 項の本文に記載すべきものと考えられる。

4 時の経過による資産除去債務の調整額について

適用指針案 26 項では、「この両建処理においては、対象となる有形固定資産の帳簿価額に加算された金額は当該有形固定資産と同一の方法で減価償却し、割引前のキャッシュ・フローとの差額については、時の経過による資産除去債務の調整額として利息法により費用配分する方法が通常の処理方法となる。」と述べている。

「時の経過による資産除去債務の調整額」については、会計基準案 9 項で使用している用語なので、上記の記載は、適用指針案ではなく、会計基準案 9 項で規定する必要がある。

5 損益計算書の表示について

資産除却債務計上額と実際の支出額に差がある場合、営業費用として計上することとされている（会計基準案 56 項）。

資産除却債務計上額と実際の支出額の差額が収益となる場合には、営業費用のマイナスとして表示するのか営業外収益などの表示区分に記載するのか、必ずしも明確ではないので、明示していただきたい。

6 法令の改正時期について

会計基準案 10 項において「資産除去債務が法令の改正等により新たに発生した場合も、見積の変更と同様に取り扱う。」と記載されているが、「法令の改正」

の時期については、法案の可決成立から、公布日、施行日、適用日などのいずれの日をさすのかについて規定すべきと考える。

また、適用指針案 2 項によると、決算日現在入手可能なすべての証拠を勘案し最善の見積もりを行うので、法令の改正時期に係る後発事象としての取扱いについても規定すべきと考える。

7 適用初年度の取扱いについて

会計基準案 19 項において、適用初年度の会計処理が規定されている。

実務上、すでに引当金として計上している場合に、当該引当金から資産除去債務へ会計処理を変更する場合の取扱いが具体的には示されていないので、適用初年度における会計処理として明示すべきと考える。

監査法人トーマツ テクニカルセンター